

建築物省エネ法に係る 完了検査マニュアル

平成 29 年 4 月

大阪府内建築行政連絡協議会【設備部会】

はじめに

「建築物省エネ法」の施行に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から、非住宅部分の床面積が 2,000 m²以上となる建築物の新築・増改築をしようとする場合は、省エネ基準への適合が義務化されました。また、同法は建築基準関係規定とみなされることとなり、省エネ基準への適合性も建築基準法における確認申請や完了検査の対象とされています。

本検査マニュアルは、大阪府内で確認検査業務を行う特定行政庁及び指定確認検査機関の検査レベルの平準化を図ることを目的に、完了検査時に省エネ基準への適合性を検査する際に検査員が特に留意すべき事項や、手続き等の Q & A を示したものです。

検査員だけでなく、受検側も検査の際の参考としてください。

目次

【1】QA編

1	手続き	2
2	検査時	3
3	その他（検査以外）	4

【チェックリスト編】

1	標準入力法・完了検査申請時	5
2	標準入力法・現地確認時	6
3	モデル建物法・完了検査申請時	9
4	モデル建物法・現地確認時	10

検査マニュアルQ&A

1 手続き

番号	Q	A
1	完了検査前の省エネ基準に係る変更を行う場合の建築確認に関する手続きはどのようになるのか。	<p>建築物エネルギー消費性能基準の変更は、建築基準法施行規則第3条の2第1項第16号（平成28年12月26日付け国土交通省告示第1438号）により建築基準法において軽微な変更該当し、次のいずれかの手続きが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物省エネ法で変更（軽微な変更を除く）があった場合は、変更の判定又は認定を行い、その判定通知書又は認定書の写しを軽微な変更説明書に添付してください。 2. 建築物省エネ法で軽微な変更があった場合は、軽微な変更説明書に変更に係る設計図書等（ルートCにあっては軽微変更該当証明書を含む）を添付してください。
2	完了検査申請書の受付時において、省エネ基準に係る変更の内容が「建築物省エネ法上の軽微な変更」に該当しなかった場合の対応はどのようになるのか。	受付の段階で判明した場合は、省エネ適合性判定の計画変更の手続きが必要となるため、完了検査申請書は受理できません。また、完了検査申請受理後に判明した場合は、「検査済証を交付できない旨の通知書」を交付し、期限内に追加説明書の提出を求めます。
3	完了検査申請時に提出した「判定に要した副本（計画書 図書一式）」については、いつ返却するのか。	検査済証交付時に返却します。
4	省エネ適合性判定において、ある設備が設置されている計画で省エネ適合判定通知書が出ており、その後、当該設備が無い計画とする場合は、省エネ計画に係る変更について手続きが必要か。	完了検査では、省エネ適合性判定時の設計図書通りに工事が実施されたものであるかどうかを確認することとなります。従って省エネ適合性判定時の設計図書において設置することとされていた計算対象設備が設置されない場合は、変更手続きが必要となります。
5	確認申請で計画変更や軽微な変更があった場合、登録省エネ判定機関とのやり取りはどうなるのか。	確認申請の変更に係る部分が非住宅部分であり建築物省エネ法の計画変更該当する場合は、再度の適合性判定が必要です。（建築物省エネ法の軽微な変更該当する場合は、再度の適合性判定は不要）また、建築物省エネ法における軽微な変更該当するかどうかは、建築主事又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

6	完了検査前に建築計画の変更で床面積の合計が2,000㎡未満となった場合の手続き方法はどうなるのか。	省エネ基準の適合義務がなくなるため、完了検査時に省エネ基準に関する検査を受ける必要がなくなります。なお、所管行政庁に対し、建築物省エネ法第19条の届出が必要になる場合があるので、届出については所管行政庁に、それ以外の手続きについては建築主事又は指定確認検査機関にお問い合わせください。
7	完了検査前に建築計画の変更（床面積の増加又は高い開放性を有する部分の開口部の減少など）で床面積の合計が2,000㎡以上となった場合の手続き方法はどうなるのか。	変更後の計画が建築物省エネ法施行令第4条に規定する外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積で2,000㎡以上となる場合は省エネ適合性判定が必要となります。変更前の計画について建築物省エネ法第19条の届出済みの場合は所管行政庁と協議してください。確認申請の手続きについては、計画変更又は軽微な変更が考えられますので、建築主事又は指定確認検査機関にお問い合わせください。

2 検査時

番号	Q	A
8	完了検査時に検査員が現地で確認する書類はどのようなものが挙げられるか。	<p>省エネ適合性判定等に要した図書通りに施工されていることが確認できる書類の例は以下の通りです。具体的な図書の内容については、「建築物エネルギー消費性能基準に係る工事監理マニュアル」を参照してください。</p> <p>（必要図書の一例） 工事施工者から提出される施工計画書、納入仕様書、納入伝票、施工記録書、施工完了報告書、試運転後の試験成績書、断熱材や設備機器等の性能証明書類（第三者認証・自己適合宣言書）等</p>
9	建築基準法第7条の6第1項第二号による仮使用認定を受ける際、省エネ基準にかかる部分の検査は行われるのか。	仮使用にかかる部分は、指定確認検査機関等が行う仮使用認定の基準告示（平成27年国土交通省告示第247号）により建築基準関係規定に適合している必要があるため、省エネ基準工事監理報告書の提出を求め、仮使用する部分が省エネ適合性判定等に要した図書どおり施工されていることを検査する必要があります。
10	工事中の建築物で、省エネ基準に係る工事が全体として未完となる場合は仮使用認定の基準告示（平成27年国土交通省告示第247号第1第3項第2号ハ）に適合するのか。	省エネ基準は建築基準関係規定であり、この工事が未完となる場合は仮使用認定の基準告示に適合しないため、特定行政庁による認定が必要です。

11	既存建築物の増改築時における省エネ性能の算定について、既存部分をデフォルト値を使用せず評価した場合、完了検査時における既存部分の検査方法はどうか。	原則増改築部分と同様の検査内容となります。詳細については建築主事又は指定確認検査機関にお問い合わせください。
----	---	--

3 その他（検査以外）

番号	Q	A
12	一敷地内で新たに別棟で建築する場合は、建築物省エネ法ではどのように扱われるのか。	建築物単位で判断するため、新築として扱われます。（確認申請書第4面【3. 工事種別】における記載と同様の扱いとします）。
13	一つの確認申請に、適合義務対象建築物が複数ある場合は対象建築物の数だけ省エネ適合判定通知書が必要か。	適合義務対象建築物ごとに省エネ適合判定通知書が必要となります。
14	非住宅と住宅の複合建築物において共用部が重複している場合、適合性判定での取扱いはどうか。	共用部分については平成28年11月30日付け国土交通省告示第1376号に規定されており、当該建築物における非住宅部分の床面積が住宅部分の床面積より大きくなる場合は非住宅部分として取り扱います。
15	省エネ計算書、省エネに関する設計図書には設計者の押印は必要か。	建築物省エネ施行規則第1条の規定のとおり省エネ計算書、省エネ基準に関する設計図書については、設計者の記名及び押印が必要となります。
16	建築主事又は指定確認検査機関は、検査時だけでなく、建築確認時も省エネ基準に適合しているかの審査を行うのか。	建築主事又は指定確認検査機関は確認申請時、所管行政庁等が交付した適合判定通知書をもって省エネ基準に適合していることを確認します。（適合判定通知書は建築基準法第6条第4項の期間の末日の3日前までに申請者より提出されます。） なお、確認申請受付時には、省エネ基準適合義務対象となる用途・規模等の建築物であること、また、別記様式1（計画書）と申請図書が整合していることを確認し、申請を受理します。

検査マニュアル チェックリスト(完了検査申請時)【標準入力法】

項目	番号	検査員が完了検査申請時に確認する事項の例	番号	検査員の確認方法の例(参考)
申請書類	1	省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書	1	省エネ基準工事監理報告書の内容を確認し、受理
	2	図書の確認	2	以下のいずれかの図書が添付されているか確認 <ul style="list-style-type: none"> ・当初の省エネ適合性判定に要した図書 ・当初の大臣認定に要した図書 ・当初の性能向上計画認定に要した図書 ・当初の低炭素認定申請に要した図書
	3	図書の確認 (省エネ基準に係る計画変更手続きを行っている場合)	3	以下のいずれかの図書が添付されているか確認 <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の計画が省エネ適合性判定に係る省エネ適合判定通知書、当該省エネ適合性判定に要した図書 ・変更後の計画の大臣認定に係る認定書、当該認定に要した図書 ・変更後の計画の性能向上計画認定に係る認定通知書、当該認定に要した図書 ・変更後の計画の低炭素認定に係る認定通知書、当該認定に要した図書
	4	図書の確認 (建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合)	4	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書及び添付図書の内容を確認し、受理 <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更内容がルートA・B・Cの区分の把握(ルートA、Bへの適合を含め)及び計画変更 に該当するかどうかを確認する。 (特に、設計時からメーカーが異なる場合は、要求されるべき数値に差異がある場合が考えられるので注意すること。) ・C区分の場合、「軽微変更該当証明書」の提出を求め、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更 に該当するかどうかを確認する。

検査マニュアル チェックリスト(現地確認時)【標準入力法】

項目		検査員が現地で確認する事項の例		検査員の確認方法の例(参考)		工事監理マニュアル 該当インデックス※		
図書等		1	図書の確認	1	施工記録書、納入仕様書、品質証明図書等の確認	-		
全般		2	適合対象部分の確認(非住宅、住宅、共用部分の別、高い開放性を有する部分、適用除外等)	2	目視、計測等により確認	-		
		3	各室用途の確認	3	目視により確認	-		
外皮		断熱材		4	種類	3.1		
				5	施工部位・厚さ	5	目視、施工記録書、施工完了報告書等により確認	3.1
				6	適合する規格 (設計図書に熱性能が規格等で規定されている断熱材を用いる記載がある場合)	6	施工計画書等により確認	3.1
				7	熱性能(熱伝導率等) (設計図書に標準入力法で選択できる種類の断熱材若しくは熱性能が規格等で規定されている断熱材を用いる記載のない場合)	7	施工計画書等により確認	3.1
				8	熱性能の試験方法 (設計図書に標準入力法で選択できる種類の断熱材若しくは熱性能が規格等で規定されている断熱材を用いる記載のない場合)	8	施工計画書等により確認	3.1
				9	建具の記号、サッシの種類、寸法	9	設計図書及び現況による目視、計測、工事監理報告書、施工結果報告書等により確認	3.2
				10	窓ガラスの種類	10	ガラスラベルや納入伝票等により確認	3.2
				11	施工部位	11	目視、計測、施工記録書等により確認	3.2
				12	ブラインドの有無	12	目視、計測、施工記録書等により確認	3.2
				13	庇の設置状況	13	目視、計測、施工記録書等により確認	3.2
				14	ガラスの熱貫流率・日射熱取得率、当該熱性能の試験方法(設計図書に窓ガラスの種類と熱貫流率・日射取得率等が記載されている場合)	14	ガラスラベルや納入伝票等により確認	3.2
				15	窓の熱貫流率・日射熱取得率、当該熱性能の試験方法 (設計図書に窓全体の熱性能が記載されている場合)	15 6	カタログ、熱性能を証明する書類等により確認	3.2

項目	検査員が現地で確認する事項の例		検査員の確認方法の例(参考)		工事監理マニュアル 該当インデックス※
空気調和設備	16	熱源機器の仕様、設置状況の確認	16	熱源機器の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.3
	17	冷暖同時供給の有無の確認	17	冷暖同時供給の有無の確認	3.3
	18	熱源機器に係る台数制御の設置状況の確認	18	熱源機器に係る台数制御を有した機器(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.3
	19	蓄熱システムの仕様、設置状況の確認	19	蓄熱システムの機能を有した機器(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.3
	20	2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む)、設置状況の確認	20	2次ポンプ(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.12
	21	2次ポンプの変流量制御の設置状況の確認	21	変流量制御機能の(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.12
	22	2次ポンプに係る台数制御の設置状況の確認	22	台数制御(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.12
	23	空調機の仕様、設置状況の確認	23	空調機の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.13
	24	空調機ファンの変風量制御の設置状況の確認	24	変風量制御機能を有した空調機ファン(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.13
	25	予熱時外気取入れ停止制御の設置状況の確認	25	予熱時外気取入れ停止制御機能を有した機器(型式銘板および納入仕様書等)による確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.11
	26	外気冷房制御の有無の確認	26	外気冷房制御の有無の確認	-
	27	全熱交換器の仕様、設置状況の確認	27	全熱交換器の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.4
	28	全熱交換器の自動換気切替制御の設置状況の確認	28	自動換気切替制御を有した全熱交換器(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.10
機械換気設備	29	換気設備(換気代替空調機を含む)の仕様、設置状況の確認	29	換気設備の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.14
	30	換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む)の設置状況の確認	30	換気設備に係る各種制御(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	

項目	検査員が現地で確認する事項の例		検査員の確認方法の例(参考)		工事監理マニュアル 該当インデックス※
照明設備	31	照明器具の仕様、設置状況の確認	31	照明器具の種類(型式銘板および納入仕様書等)の確認および消費電力が設計図書に記載の試験方法により測定されている旨(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認	3.6
	32	各種制御の設置状況の確認	32	各種制御を有した照明器具(納入仕様書等)の確認および設置状況(目視および自主検査記録書等)の確認	3.5
給湯設備	33	熱源機器の仕様、設置状況の確認	33	熱源機器の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.7
	34	給湯配管の保温の仕様、設置状況の確認	34	施工記録書等による管径および保温材厚さ(隠ぺい部は施工写真)の確認	3.7
	35	節湯器具の仕様、設置状況の確認	35	節湯器具の機種(納入仕様書等)の確認および作動状況(目視等)の確認	3.7
	36	太陽熱利用設備の仕様、設置状況の確認	36	太陽熱利用設備(納入仕様書等)の確認および作動状況(目視等)の確認	3.7
昇降機設備	37	昇降機の仕様、設置状況の確認	37	昇降機の機種および速度制御方式(納入仕様書等)の確認および運転状況(目視および試験成績書等)の確認	3.8
太陽光発電設備	38	太陽光発電の仕様、設置状況の確認	38	太陽電池の種類、能力等(納入仕様書(アレイのシステム容量が判定に要した図書に記載の試験方法により測定されている旨)等による)の確認および設置状況、運転状況(目視および試験成績書等)の確認	3.9
	39	パワーコンディショナの仕様、設置状況の確認	39	パワーコンディショナの機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	
コージェネレーションシステム	40	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況の確認	40	コージェネレーションシステムの機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	-

※「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」による。(一般社団法人 日本サステナブル建築協会作成・H28年12月版)

検査マニュアル チェックリスト(完了検査申請時)【モデル建物法】

項目	番号	検査員が完了検査申請時に確認する事項の例	番号	検査員の確認方法の例(参考)
申請書類	1	省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書	1	省エネ基準工事監理報告書の内容を確認し、受理
	2	図書の確認	2	以下のいずれかの図書が添付されているか確認 <ul style="list-style-type: none"> ・当初の省エネ適合性判定に要した図書 ・当初の大臣認定に要した図書 ・当初の性能向上計画認定に要した図書 ・当初の低炭素認定申請に要した図書
	3	図書の確認 (省エネ基準に係る計画変更手続きを行っている場合)	3	以下のいずれかの図書が添付されているか確認 <ul style="list-style-type: none"> ・変更後の計画が省エネ適合性判定に係る省エネ適合判定通知書、当該省エネ適合性判定に要した図書 ・変更後の計画の大臣認定に係る認定書、当該認定に要した図書 ・変更後の計画の性能向上計画認定に係る認定通知書、当該認定に要した図書 ・変更後の計画の低炭素認定に係る認定通知書、当該認定に要した図書
	4	図書の確認 (建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合)	4	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書及び添付図書の内容を確認し、受理 <ul style="list-style-type: none"> ・軽微な変更内容がルートA・B・Cの区分の把握(ルートA、Bへの適合を含め)及び計画変更 に該当するかどうかを確認する。 (特に、設計時からメーカーが異なる場合は、要求されるべき数値に差異がある場合が考えら れるので注意すること。) ・C区分の場合、「軽微変更該当証明書」の提出を求め、建築基準法施行規則第3条の2に規 定する軽微な変更 に該当するかどうかを確認する。

検査マニュアル チェックリスト(現地確認時)【モデル建物法】

項目	番号	検査員が現地で確認する事項の例	番号	検査員の確認方法の例(参考)	工事監理マニュアル該当インデックス※	
図書等	1	図書の確認	1	施工記録書、納入仕様書、品質証明図書等の確認		
全般	2	適合対象部分の確認(非住宅、住宅、共用部分の別、高い開放性を有する部分、適用除外等)	2	目視、計測等により確認	-	
	3	各室用途の確認	3	目視により確認	-	
外皮	断熱材	4	種類	4	目視、施工計画書、納入伝票等により確認	3.1
		5	施工部位・厚さ	5	目視、施工記録書、施工完了報告書等により確認	3.1
		6	適合する規格 (設計図書に熱性能が規格等で規定されている断熱材を用いる記載がある場合)	6	施工計画書等により確認	3.1
		7	熱性能(熱伝導率等) (設計図書にモデル建物法で選択できる種類の断熱材若しくは熱性能が規格等で規定されている断熱材を用いる記載のない場合)	7	施工計画書等により確認	3.1
		8	熱性能の試験方法 (設計図書にモデル建物法で選択できる種類の断熱材若しくは熱性能が規格等で規定されている断熱材を用いる記載のない場合)	8	施工計画書等により確認	3.1
	窓	9	建具の記号、サッシの種類、寸法	9	設計図書及び現況による目視、計測、工事監理報告書、施工結果報告書等により確認	3.2
		10	窓ガラスの種類	10	ガラスラベルや納入伝票等により確認	3.2
		11	施工部位	11	目視、計測、施工記録書等により確認	3.2
		12	ブラインドの有無	12	目視、計測、施工記録書等により確認	3.2
		13	庇の設置状況	13	目視、計測、施工記録書等により確認	3.2
		14	ガラスの熱貫流率・日射熱取得率、当該熱性能の試験方法 (設計図書に窓ガラスの種類と熱貫流率・日射取得率等が記載されている場合)	14	ガラスラベルや納入伝票等により確認	3.2
		15	窓の熱貫流率・日射熱取得率、当該熱性能の試験方法 (設計図書に窓全体の熱性能が記載されている場合)	15	カタログ、熱性能を証明する書類等により確認	3.2

項目	番号	検査員が現地で確認する事項の例	番号	検査員の確認方法の例(参考)	工事監理マニュアル該当インデックス※
空気調和設備	16	熱源機器の仕様、設置状況の確認	16	熱源機器の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.3
	17	全熱交換器の仕様、設置状況の確認	17	全熱交換器の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.4
	18	全熱交換器の自動換気切替制御の設置状況の確認	18	自動換気切替制御を有した全熱交換器(型式銘板および納入仕様書等による)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.10
	19	予熱時外気取入れ停止制御の設置状況の確認	19	予熱時外気取入れ停止制御機能を有した機器(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.11
	20	2次ポンプの変流量制御の設置状況の確認	20	変流量制御機能を有した2次ポンプ(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.12
	21	空調機ファンの変風量制御の設置状況の確認	21	変風量制御機能を有した空調機ファン(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.13
機械換気設備	22	換気設備の仕様、設置状況の確認	22	換気設備の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.5
	23	送風量制御の設置状況の確認	23	送風量制御機能を有した換気設備(型式銘板および納入仕様書等)の確認および設置状況(自主検査記録等)の確認	3.14
照明設備	24	照明器具の仕様、設置状況の確認	24	照明器具の種類(型式銘板および納入仕様書等)の確認および消費電力が設計図書に記載の試験方法により測定されている旨(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認	3.6
	25	各種制御の設置状況の確認	25	各種制御を有した照明器具(納入仕様書等)の確認および設置状況(目視および自主検査記録書等)の確認	3.15
給湯設備	26	熱源機器の仕様、設置状況の確認	26	熱源機器の機種(型式銘板および納入仕様書等)、能力等(第三者認証、自己適合宣言書等)の確認および運転状況(試験成績書等)の確認	3.7
	27	給湯配管の保温の仕様、設置状況の確認	27	施工記録書等による管径および保温材厚さ(隠ぺい部は施工写真)の確認	3.7

項目	番号	検査員が現地で確認する事項の例	番号	検査員の確認方法の例(参考)	工事監理マニュアル該当インデックス※
給湯設備	28	節湯器具の仕様、設置状況の確認	28	節湯器具の機種(納入仕様書等)の確認および作動状況(目視等)の確認	3.7
昇降機設備	29	昇降機の仕様、設置状況の確認	29	昇降機の機種および速度制御方式(納入仕様書等)の確認および運転状況(目視および試験成績書等)の確認	3.8
太陽光発電設備	30	太陽光発電の仕様、設置状況の確認	30	太陽電池の種類、能力等(納入仕様書(アレイのシステム容量が設計図書に記載の試験方法により測定されている旨)等による)の確認および設置状況、運転状況(目視および試験成績書等)の確認	3.9

※「建築物エネルギー消費性能基準への適合義務対象建築物に係る工事監理マニュアル」による。(一般社団法人 日本サステナブル建築協会作成・H28年12月版)